なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、阪神高速が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単体であること。

⑸　地域要件は指定しない。

⑹　平成15年度以降（過去15年度）に、元請けとして、下記に示す同種工事の施工実績（完成し引渡しが済んでいるものに限る。以下同じ。）を有すること。なお、共同企業体としての施工実績の場合は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

また、阪神高速が発注した工事の場合は工事成績評定点が65点未満の工事は施工実績として認めない。国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項の政令で定める法人（以下「他の機関」という。）が発注した工事の場合は、他の機関が施工実績として認めない点数の工事も施工実績として認めない。

「同種工事」

・車両重量計測装置を製作し、道路交通規制（通行止又は車線規制）を伴い、設置又は取替した工事

⑺　下記３⑶に示す本工事における技術提案（技術的所見）を記載した技術提案書及び品質確保のための体制に関する内容を記載した品質確保体制確認書が適切であること。（詳細は入札説明書参照）

⑻　阪神高速が発注した工事のうち、過去２年度（平成28年度及び平成29年度）に完成し引渡した工事の実績がある場合は、平成28年度及び平成29年度の工事成績評定点の平均が２年連続で65点未満でないこと。

⑼　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事の現場着手時から専任で配置できること。

なお、現場着手をしていない期間は必ずしも専任の義務はなく、現場の作業に配置する監理技術者等と同一でなくてもよい（現場着手時期は平成31年６月頃を予定している。）。

①　下記に示す資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

・建設業法の許可業種「機械器具設置」にかかる資格を有すること。

②　平成15年度以降（過去15年度）に、元請けの現場代理人、監理技術者、主任技術者又は担当技術者として、下記に示す工事の同種工事経験を有する者であること。評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業及び傷病休業を取得した場合は、休業期間に応じて工事経験として求める期間を１年単位で延長するための申請を行うことができる。なお、工事経験の取り扱いは、上記⑹の施工実績の取り扱いに同じ。

「同種工事」

・道路交通規制（通行止又は車線規制）を伴い、車両重量計測装置を設置又は取替した工事

③　監理技術者の配置が必要となる工事の場合、配置予定技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　専任の監理技術者等にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは、申請書等提出日以前に３か月以上の雇用関係にあることをいう。

⑤　申請時において配置予定技術者が確定していない場合、現場着手時までに、上記①～④の条件を満たす技術者を配置すること。また、配置予定技術者の申請に替えて別に定める誓約書を提出すること。

⑽　申請書等の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。

⑾　申請書等の提出期限日から開札時までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

⑿　本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。なお、本工事に係る設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。（詳細は入札説明書参照）

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、価格をもって入札し、下記⑵の評価項目の評価に応じて付与する点数及び品質確保のための体制の評価に応じて付与する点数などからなる技術評価点、並びに入札価格を点数評価した価格評価点から、総合評価値［総合評価値＝技術評価点＋価格評価点］を算出し、次の条件を満たす総合評価値の最も高い者を落札者とする。

①　入札価格が契約制限価格の制限の範囲内であること。

②　申請書等が適切であること。

なお、総合評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑵　評価項目及び評価点　各評価項目と評価点（最大点）の内容を以下に示す。なお、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等、詳細については入札説明書を参照すること。

イ）技術提案（技術的所見）に関する事項（最大13点）　コスト縮減提案に関する評価点がある場合はこれに加点

ロ）品質確保のための体制に関する事項（最大30点）

⑶　技術提案書等の履行に関する事項　技術提案書及び品質確保体制確認書（以下「技術提案書等」という。）に記載した内容は、契約書に添付のうえ履行すること。（詳細は入札説明書参照）

４　入札手続等

⑴　担当部署　〒552―0006　大阪市港区石田３―１―25　阪神高速道路株式会社大阪管理局総務・管理部経理課　電話06―6576―3881

⑵　入札説明書等の交付期間、及び交付方法

入札説明書、契約書案、工事請負等入札要領、現場説明書、金額を記載しない設計書（金抜設計書）、仕様書、図面、標準案の設計計算書及び基準類等（以下、「交付図書等」という。）は、次のとおり交付する。

①　交付期間　平成30年９月３日（月）から平成30年10月３日（水）午後４時まで。

②　交付方法　下記サイトより入札参加希望者に無償で交付する。やむを得ない理由により、下記サイトから受領できない場合は、ＣＤ―Ｒ等により交付するので、事前に上記⑴の担当部署へその旨申し出ること。

・阪神高速道路株式会社ホームページ（工事の入札公告）
https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/koji/

③　交付図書のダウンロード手順　②のサイトにて、本工事の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連絡先に交付図書ダウンロードサイトのＵＲＬ情報がメールで届くので、電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードする。

④　交付図書等以外の閲覧資料の有無及び閲覧資料がある場合の閲覧期間・場所については、つぎのとおりとする。

閲覧資料　閲覧対象資料なし（ダウンロード資料のみ）

⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法　本競争の参加希望者は、次に従い、申請書等を提出すること。

①　提出期間　平成30年９月３日（月）から平成30年10月３日（水）までの毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、午前10時から正午まで、午後１時から午後４時まで

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　下記イ）及びロ）のとおり。

イ）上記１⑽の電子入札システムによって、電子入札運用基準に定める様式４「書類の提出について」を提出するものとする。（紙入札方式の承諾を得た場合は不要）

ロ）上記イ）による提出を行うとともに、持参又は郵送等によって、申請書等を提出するものとし、電送によるものは受け付けない。なお、詳細については、入札説明書によること。